

秋田市移住定住無料職業紹介業務個人情報適正管理要領

平成29年11月30日
企画財政部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市移住定住無料職業紹介業務運営要領（平成29年企画財政部長決裁。以下「運営要領」という。）第8条の規定に基づき、求職者等の個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(個人情報を取り扱う職員等)

第2条 個人情報を取り扱う職員（以下「取扱者」という。）の範囲は、運営要領第1条に規定する無料職業紹介業務に従事する職員および会計年度任用職員（以下「職員等」という。）とする。

2 個人情報取扱責任者は、運営要領第2条の表に規定する秋田市移住定住無料職業紹介所（秋田窓口）においては、企画政策部選ばれるまち戦略課長、秋田市移住定住無料職業紹介所（東京窓口）および秋田市移住定住無料職業紹介所（八重洲窓口）においては、移住相談センター所長とする。

(従事者の教育・指導等)

第3条 個人情報取扱責任者は、個人情報を取扱う前条第1項の職員等に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

(個人情報の開示請求等)

第4条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求および訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき遅滞なく開示又は訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、個人情報取扱責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(苦情処理)

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、個人情報取扱責任者とする。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。